

令和8年度もも・すもも生産拡大支援事業（生産拡大支援の取組）

山梨県農政部果樹園芸振興課

県内のもも・すもも産地の競争力を維持し、所得向上を図るため、もも・すもも栽培に新たに取り組む生産者や栽培面積の拡大に取り組む生産者を対象に、生産性の向上に必要な機械、資材等の導入を支援します。

補助対象者

農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人及び知事が認める団体等

補助条件

令和8年3月1日～令和9年2月1日までの間に  
**10a以上**のもも・すももの**新規栽培**や**規模拡大**を実施すること

他品目からの  
改植も対象です！

補助対象となる機械・資材等

<機械>

- ・草刈機・刈払機（乗用を含む）
- ・昇降機（高所作業車）
- ・動力噴霧機
- ・チップパー
- ・電動剪定鋏
- ・穴掘機（オーガ）
- など

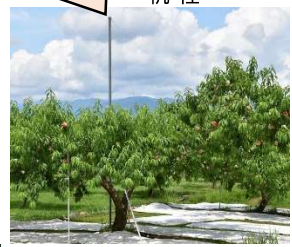
<資材>

- ・白色反射シート（省力）
- ・帆柱・支柱
- など

R8から資材も対象！  
 （省力効果があり、  
 複数年継続使用が見込まれる資材）



昇降機(高所作業車)



白色反射シート

帆柱

補助上限額、補助率

補助率は**1/2以内**※とし、規模拡大面積に応じて以下の金額を上限に支援します。

補助対象経費の  
1/2以内※

上限

10a以上20a未満	100,000円
20a以上30a未満	250,000円
30a以上50a未満	500,000円
50a以上	1,000,000円

※新規就農者は**3/4**以内

R8から要件緩和・拡充！

手続きの流れ

農業者等 ⇄ 果樹産地協議会（事務局：JA） ⇄ 県

（JA出荷がない農業者については、地域の農務事務所にご相談ください）

申請にあたっては、要望調査票の提出や機械等の購入時期などの条件があります。  
 当補助金の活用を検討される場合には、地域の農務事務所にご相談ください。



県ホームページ